

事業年度	自	平成31年4月1日	法人コード	A018129
	至	令和2年3月31日	法人名	公益財団法人札幌法律援護基金

運営組織及び事業活動の状況の概要等について

1. 法人の基本情報について

法人の名称	公益財団法人札幌法律援護基金
設立登記日（注）	平成25年4月1日
法人の目的	経済的弱者及び社会的弱者の法律問題に対し援助を行い、その権利を擁護し社会正義を実現する。
主たる事務所の所在場所	札幌市中央区北一条西十丁目1番地7 札幌弁護士会内
社員の資格の得喪の条件（公益社団法人のみ）	
社員の数（公益社団法人のみ）	人

注 旧民法に基づき設立された法人にあつては、新制度への移行登記をした日付になります。

2. 事業活動等について

(1) 収支相償

収益事業等から生じた利益の繰入割合	50%	
第2段階の合計	収入の額	費用の額
	2,873,924 円	4,466,587 円
収入>費用の場合の対応		

(2) 公益目的事業比率

公益目的事業比率（1欄の額÷1欄～3欄の合計額）		80.2%
1	公益実施費用額	4,466,578 円
2	収益等実施費用額	0 円
3	管理運営費用額	1,103,217 円

(3) 寄附金を受けた財産の額

寄附を受けた財産の額	2,316,804 円	うち個人から	2,316,804 円
		うち法人から	0 円

(4) 金融資産の運用収入の額

金融資産の運用収入の額	22,982 円
-------------	----------

(5) 資産、負債及び正味財産の額

資産額	231,701,915 円	負債額	0 円
		正味財産額	231,701,915 円

(6) 遊休財産額

遊休財産額の保有上限額	4,466,578 円
遊休財産額	2,701,915 円

(7) 当事業年度の末日における公益目的取得財産残額

公益目的取得財産残額（1+2欄の合計額）		227,407,346 円
1	公益目的増減差額	-1,592,654 円
2	公益目的保有財産の帳簿価額の合計額	229,000,000 円

(8) 理事、監事及び評議員の報酬等の額

理事等の報酬等の総額	0 円
（うち、退職手当の額）	0 円

(9) 事業の運営に関する行政庁からの勧告又は命令の有無

当事業年度の勧告又は命令の有無（注）	無
--------------------	---

注 当事業年度以前に受けた勧告又は命令であって、行政庁に改善の報告をしていないものを含みます。